

## 第14回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成27年8月27日(木) 午後1時50分  
閉 会 平成27年8月27日(木) 午後2時34分  
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

### 2 会議録署名委員

- 11番 高野昌典 委員  
12番 高野祐一 委員  
5番 石阪 脩 委員(会長)

### 3 出席委員

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 市川耕作 委員  | 2番 須山卓知 委員  |
| 3番 高野茂久 委員  | 4番 加藤雅大 委員  |
| 5番 石阪 脩 委員  | 6番 市川禎明 委員  |
| 7番 菊池伸明 委員  | 8番 川辺初太郎 委員 |
| 9番 松村良夫 委員  | 10番 河内邦男 委員 |
| 11番 高野昌典 委員 | 12番 高野祐一 委員 |
| 13番 高木好文 委員 | 14番 都築 一 委員 |
| 15番 鹿島一夫 委員 | 16番 住崎岩衛 委員 |
| 17番 澤井泰造 委員 | 18番 田中 繁 委員 |
| 19番 横田 実 委員 | 20番 朝倉泰則 委員 |

### 4 議 長

- 5番 石阪 脩 委員(会長)

### 5 事務局(説明員)

石川裕三局長 大木忠厚主査 榎澤有一事務職員 高田量範事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について（農地法第3条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 5 第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
（農地法第5条関係）
- 6 第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 8 第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 第7号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 10 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について
  - (2) 平成27年度管外視察研修について
  - (3) 8月度活動報告について
  - (4) 次回以降の総会開催日
  - (5) その他

午後1時50分開会

○議長（石阪会長） 皆さんこんにちは、定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、始めさせていただきます。

ただ今から、第14回府中市農業委員会総会を開会いたします。

急に秋めいた感じになりまして、体調を維持するのが大変ですので、皆さん十分に体調管理をしていただきたいと思います。

本日は、全員の方が出席していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合上、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は11番高野昌典委員さん、12番高野祐一委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。申請件数は2件です。事務局から第1項第2項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、第1号議題、農地の権利移転許可申請について、農地法第3条関係。

第1項、譲り受け人は、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇、譲渡人は、緑町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、423平方メートル。3の申請日は、平成27年8月12日、4は譲り受け人が権利を有する農地の状況、5は譲り受け人が権利を取得した後の農地の状況です。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲り受け人は、矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇〇、4.38平方メートル。3の申請日は、平成27年8月13日、4は譲り受け人が権利を有する農地の状況、5は譲り受け人が権利を取得した後の農地の状況です。

4ページの案内図は当該地を示しております。

なお、本件は、譲り受け人の〇〇氏の農地の所有面積が、農地の権利移動許可の

下限面積、5,000平方メートル以下ですが、当該地は、開発行為により〇〇氏の農地の中が道路に転用された部分の残地で、〇〇氏の農地と道路に囲まれた形となり、その農地を有効に利用するには、隣接農地の所有者である〇〇氏に権利譲渡するのが良いとの事から、申請ができたもので、その農地の位置、面積等から隣接している農地の所有者が「一体として利用しなければ利用することが困難である」と認められる場合は、下限面積を下回っていても許可できるという規定に該当すると言えます。以上、第1項、第2項の現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。よろしく申し上げます。

○議長（石坂会長） 説明が終わりました。第1項第2項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野(祐)委員） はい、1項2項ともに現地を確認いたしました。問題ありません。

○議長（石坂会長） 他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項については、許可することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。

報告件数は3件です。事務局から第1項から第3項まで、報告をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇〇、255平方メートル。届出書が到達した日は、平成27年7月27日、転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆274平方メートル。届出書が到達した日は、平成27年8月5日、転用の目的は専用住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。

第3項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇、855平方メートル。届出書が到達した日は、平成27年8月11日、転用の

目的は共同住宅及び駐車場となっております。

6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。第1項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、25日に現地をみてきました。現地は既に家がたっており、当該地を3分割にして、1箇所は4世帯の共同住宅、1箇所は専用住宅、もう1箇所は更地になっていました。問題ないと思います。

○議長（石阪会長） はい、第2項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、当該地は現状建物が建っております。問題ありません。

○議長（石阪会長） はい、第3項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、8月20日に現地の確認に行きました。問題ないと思います。

○議長（石阪会長） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第3議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は3件です。事務局から第1項から第3項まで、報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第3号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は世田谷区経堂〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、66平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年7月24日、転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、650平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年8月3日、転用の目的は建売住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんにお

願いしております。

第3項、譲り受け人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇〇、5. 13平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年8月14日、転用の目的は敷地延長となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。第1項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） はい、7月30日に現地確認に行ってきました。現況更地になっており、問題ないと思います。

○議長（石阪会長） はい、第2項、都築委員さん如何でしょうか。

○委員（都築委員） はい、8月9日に現地確認に行ってきました。問題ありません。

○議長（石阪会長） はい、第3項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野(祐)委員） 3項につきましては、18日に現地の確認をいたしました。問題ございません。

○議長（石阪会長） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、四谷〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、国立市泉〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、特例適用農地は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の合計10筆、田、3,032平方メートルの2分の1、1,516平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しておす。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川(禎)委員） ○○○○さんは各種野菜を栽培しておりまして、生産した作物のほとんどを自宅で直売しております。適格者として何の問題もありません。

○議長（石阪会長） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件については、証明することにいたします。

次に、「第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から第1項第2項を続けて、説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第5号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台○の○○の○、○○○、被申出者、主たる従事者、同所、○○○○○、買取り申出地は白糸台○の○○の○の一部、○○の○、○の合計3筆、畑、1,218.90平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、矢崎町○の○の○、○○○○、矢崎町○の○の○、○○○、○○○○、千葉県船橋市二宮○の○○の○の○○○○、○○○○、稲城市向陽台○の○、多摩ニュータウン向陽台団地○の○○○、○○○○、被申出者、主たる従事者、矢崎町○の○の○、○○○○、買取り申出地は矢崎町○の○○の○、畑、600平方メートル。

2、3ページは○○氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中委員さんをお願いしています。

5ページから7ページは、○○○○氏他3名から提出された証明願、○○氏以外3名の申出者の氏名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。第1項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） はい、8月17日に現地確認をしてきました。503平方メートルのうちの200.90平方メートルのところは倉庫になっています。○○の○、○の方は植木畑になっています。買取り申出ということなので、問題ないと思

います。倉庫の方は、後日転用が出てくると思います。

○議長（石阪会長） はい、第2項、高野祐一委員さん如何ですか。

○委員（高野(祐)委員） 2項につきましても問題ございません。

○議長（石阪会長） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項第2項については証明することといたします。

次に、「第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。第1項と第2項の2回に分け、審議したいと思います。まず、第1項を事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第6号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第1項、次の者が平成24年8月6日から平成27年7月22日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇の一部、〇〇の〇の合計5筆、畑、1,045.95平方メートル。

2ページに移りまして、2ページから5ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長） はい、説明が終わりました。第1項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、8月10日に現地確認してきました。肥培管理も良く野菜も良く育っていました。問題ないと思います。

○議長（石阪会長） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項については証明することといたします。

次に、第2項ですが、〇〇〇〇委員さんが関係人となりますので、少しの間、ご退席をお願いしたいと思います。（〇〇〇〇委員退席）

それでは、第2項を事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、それでは、第6号議題、1ページにお戻りいただいて、第2項をご覧ください。第2項、次の者が平成24年7月5日から平成27年8月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、四



谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇の一部、〇の〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇から〇〇、西原町〇の〇の〇、〇の合計18筆、田と畑を合わせて、5,832平方メートル。

ページが飛びまして、7ページをご覧ください。7ページから11ページは、〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

12ページから14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂会長） はい、説明が終わりました。松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、8月25日に現地確認を全て回り確認してきました。資料にあるとおり、稲作を始め各種野菜がきれいに栽培されており、問題ありません。

○議長（石坂会長） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項については証明することといたします。○

○委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。（〇〇〇〇委員着席）

〇〇委員さん、お疲れ様でした。第2項は証明することになりましたので、ご承知おきください。

次に、「第7号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため、公園緑地課の職員が出席していますので、早速説明をお願いしたいと思います。

○公園緑地課（宮本係長） 府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除及び追加指定をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付け、平成27年7月13日に農業委員会土地利用部会の皆様に現地調査を、平成27年8月4日には、農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除については、昨年12月から本年4月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、9月上旬に東京都協議の手続き、その後公告、縦覧を行い、本年11月上旬に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

○公園緑地課（戸梶事務職員） それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の面積は、約100.86ヘクタールになります。

第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となるのは4件で、面積は約3,620平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の追加のみを行う位置及び区域でございますが、追加となるのは5件で、面積は約2,510平方メートルです。

続きまして、3ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

3ページ、下段の表、変更概要をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、削除があり、464件から462件で2件減、面積は、約100.97ヘクタールから約100.86ヘクタールとなり、約0.11ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、計画図にてご説明いたします。

はじめに、4ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となり、図は上が北となっております。

それでは、図面上側をご覧ください。

番号556、地区名、紅葉丘、あんず通りの西側、都立多磨霊園正門の南側に位置し、平成27年1月30日、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,120平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面下側、番号26、地区名、紅葉丘、府中第二中学校の東側、紅葉丘中央公園の南側に位置し、平成27年4月28日、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約990平方メートルを削除するものです。

5ページをご覧ください。はじめに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

それでは、図面中央、番号304、地区名、南町、下河原緑道の西側、府中南保育所の南西側に位置し、地区の一部、約100平方メートルを追加するものです。

6ページをご覧ください。番号328、地区名、栄町、都立府中高校の東側、東八道路の南側に位置し、地区の一部、約550平方メートルを追加するものです。

7ページをご覧ください。番号443、地区名、四谷、四谷体育館の北西側、日新小学校の南西側に位置し、平成27年3月5日、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約990平方メートルを削除するものです。

8ページをご覧ください。番号450、地区名、四谷、府中リサイクルプラザの東側、東京都北多摩二号水再生センターの南側に位置し、地区の一部、約270平方メートルを追加するものです。

9ページをご覧ください。はじめに、図面中央の下側部分、番号517、地区名、白糸台、西武多摩川線白糸台駅の東側、京王線武蔵野台駅の北東側に位置し、地区の一部、約490平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面中央の上側部分、番号518、地区名、白糸台、番号517の北側に位置し、地区の一部、約1,100平方メートルを追加するものです。

10ページをご覧ください。番号590、地区名、日新町、都立府中西高校の西側、中央自動車道の北側に位置し、地区の一部、約520平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（石阪会長） はい、説明が終わりました。

ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、本件については、了承することといたします。

次に、10「その他」ですが、その前に、公園緑地課職員の方々が退席されますので、少しお待ちください。（公園緑地課職員退席）

それでは、（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について、1、買取申出ナンバー227、買取申出日、平成27年4月28日、制限解除日、平成27年7月28日、買取申出者、〇〇〇他3名、申出地の概要は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇、990平方メートル。以上でございます。

○議長（石坂会長） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（2）「平成27年度管外視察について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（石川事務局長） はい、それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

1の目的は記載の通りでございます。

2の視察場所ですが、武蔵野市、三鷹市の農業公園を視察しまして、千葉の農産物直売所、風土村で昼食を取り、見学します。3番目はミニトマトを生産している農園を、4番目はきゅうりを生産している農園の見学をします。

日程につきましては、10月1日、2日の1泊2日でございます。

交通手段は、大型バス1台を借り上げします。

行程でございますが、1日目は、府中市を午前8時に出発しまして、先ほど説明させていただいた視察場所の見学等をしまして、銚子に宿泊します。

裏面をご覧ください。2日目は、銚子を出発した後、ウオッセ21、香取神宮に寄り、途中昼食を取り、その後成田山新勝寺に寄れば寄り、府中に戻ってきたいと思っています。

宿泊場所はまだ決まっていないので、決まり次第、ご連絡をいたします。

参加負担金は一人2万円とし、出発時にバスの中で集めます。

集合場所は、大國魂神社大鳥居に向かった、けやき並木フォーリスの前といたします。時間は、午前7時50分までにお集まりください。

次に、当日、急な連絡は、私の携帯電話をお願いします。

最後に服装でございますが、1日目の武蔵野市、三鷹市では農業委員会会長さんが説明してくださると聞いていますので、1日目はネクタイ着用として、2日目はノーネクタイとしたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

○議長（石坂会長） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（3）「8月度活動報告について」及び（4）の「次回以降の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） それでは、8月分の活動報告をさせていただきます。

資料ナンバー3をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が7月30日に開催され、農地法4条の届出が1件、農地法5条の届出が4件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、また、平成27年度の生産緑地地区の追加申請地の調査報告をしていただき、その他の審議していただきました。

8月に入りまして、4日には、農業委員会職員の研修会が中野サンプラザ会議室で開催され、事務局が出席しました。

7日から9日まで、第55回の府中市商工まつりが大國魂神社境内で開催され、石阪会長が出席しました。

10日には、北多摩地区の農業委員さんの研修会が生涯学習センター講堂で開催され、委員さん14名と事務局が参加しました。当日は、雨の中の参加、ありがとうございました。

18日には、農業委員会の会長、事務局長会議が武蔵野スイングホールで開催され、石阪会長と石川局長が出席しました。

最後になりますが、同日夜には、農業簿記講習会が市役所西庁舎会議室で開催され、5名の方が参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが9月は、30日水曜日午後2時から同場所で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。また、先ほど話がありましたが、翌日と翌々日の10月1日、2日には管視察研修が予定されていますので、併せてよろしく願いいたします。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、先ほどの活動報告の中にありました、10日の北多摩地区農業委員研修会ですが、14人の参加でした。本来は全員の方が出席すべきですので、公務等で都合が悪い場合は、必ず事務局に連絡をしていただきたいと思います。

次に、農業まつりの連絡です。今年の農業まつりが、11月14、15の土日で予定され、農業委員会からは私が実行委員会に出席していますが、農業委員会としましては、例年どおり、農業相談コーナーとして、参加するという事で進めたいと思います。

もし、農業委員会として、こういうことをしたいというご意見がございましたら、私か事務局までご連絡ください。以上です。

その他で、委員さんから他に何かありますか。(…)

委員さんからはないようなので、事務局から何かありますか。

○事務局（大木主査） はい、会長、私からは2点ご連絡します。

まずは、今月に開催しました梨立毛品評会、梨の畑の品評会のご報告をいたします。

資料番号はございませんが、「平成27年度府中市梨立毛品評会入賞者一覧表」をご覧ください。

期日としましては、平成27年8月5日、水曜日、会場としましては、府中市内の果実生産出荷組合の6名の方の梨園が参加し、公益財団法人 東京都農林総合研究センター、及び東京都農業振興事務所中央農業改良普及センターの2名の方に審査をしていただきました。

審査の結果は、最優秀賞 合せて特別賞 マインズ農業協同組合長賞に、日新町の〇〇〇〇さん、優秀賞に、本宿町の〇〇〇〇さん、優良賞に白糸台の〇〇〇〇〇さん、努力賞に、記載のとおり3園が選ばれました。

なお、梨の品評会を例年通り開催しますので、あわせてご連絡します。

期日としましては、平成27年9月2日水曜日、3日木曜日、会場としましては、府中市役所1階市民談話室、また、品評会に併せて、梨やブドウの即売を、3日の午後2時からフォーリス前で行います。

ご都合のつく委員さんがいらっしゃいましたら、是非お越しく下さい。

続けて、次の資料、農業まつりの農業写真コンクールの写真募集のチラシをお配りしています。

先ほど会長から農業まつりの話しがございましたが、現在、実行委員会で農業写真コンクールの写真を募集しています。来月30日までが募集期間となっていますので、農業委員の皆様にも、農作業の合間に撮影して、ご応募いただければ幸いです。以上でございます。

○議長（石坂会長） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。(…)

その他、何かありますか。(…)

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。これにて、「第14回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時34分閉会

